

2019 年 3 月吉日

関係各位

聖マリアンナ医科大学病院
治験管理室 室長 松本 直樹

治験・製造販売後調査に係る経費の 消費税取扱い変更のお知らせ

平素は格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

これまで、治験に係る経費に関しましては、基本的に国税庁の「消費税法改訂等のお知らせ」に基づいた同庁交付の「消費税率等に関する経過措置について」に従った適用をしておりました。

現在、経過措置の適用により、消費税率が5%のものと8%のものが混在しており、本年の10月に予定されております消費税率の引き上げに伴い、さらなる多様な税率の適用が懸念されております。

依頼者様による消費税率の問い合わせ等、昨今の事情を考慮し、再度、国税庁に確認を取りましたところ、請求時の消費税率を適応するものとしても問題がないとの見解を得られました。

そのため、消費税率の変更への対応と、経理業務の効率化を目的に、誠に恐縮ながら、2019年4月1日以降の請求に関しましては、すべて請求時の税率の適用とさせていただきます。また、現在、契約中の治験に関しては、個別に妥当な調整を実施させていただきますので、ご了承ください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

本件に関する問い合わせ窓口

聖マリアンナ医科大学病院 治験管理室 太田 直樹
044-977-8111(代表) 内線 6408